

[論文]

行政不服審査法改正と土地改良法改正(1)

——裁決主義の廃止を中心として——

國井義郎

名古屋学院大学法学部

要 旨

行政不服審査法の改正および施行に伴い、旧土地改良法(平成26年法律第26号による改正前)87条10項は、かつて、裁決主義を根拠づける規定として存在していたが、平成26年改正に伴い削除された。本稿では、第1に、裁決主義について概観し、第2に、行政不服審査法の改正および施行に伴う土地改良法改正を概観し、第3に、土地改良法改正の内容を検討し、第4に、その中でも裁決主義の廃止について検討を加える。

キーワード：行政不服審査法改正，土地改良法改正，原処分主義，裁決主義

The Modification of Administrative Appeal Act and Land Improvement Act (No. 1):

The Modification of Legislative Policy for Coordination Legal Proceedings for Rescission Administrative Disposition and Legal Proceedings for Rescission Administrative Decision

Yoshio KUNII

Faculty of Law
Nagoya Gakuin University

1. はじめに

1-1. 問題の所在

土地改良事業とは、「農業生産基盤の整備及び開発を図り、以て農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的」として行われる、「農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業」（いずれも土改1条）である。

行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正後のものを、以下「新行審法」という。これに対して、平成26年法律68号による改正前のものを、以下「旧行審法」という。）の改正に伴い、不服申立制度（処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度。国・地方に共通）が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直された。平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用される。これに伴い、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）が制定され、関連する法令が改正され、後述するように、旧土地改良法（平成26年6月13日法律第六九号による改正前、以下「旧土改法」という。）87条10項が削除された。新行審法の施行に伴い、総務大臣は、総管第6平成28年1月29日「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」（以下、「平成28年総務省通知」という。）を発した。前掲の総務省通知には、自治体関係者（各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長）に対して発した通知と、各府省事務次官等に対して発した通知の2種類の通知があるが、両者の内容は同一である。

新行審法及び整備法の施行により、土地改良法の運用にどのような影響が生じるだろうか。第1に、前述したように、新行審法及び整備法の施行に伴い、旧土改法87条10項が削除され、裁決主義が廃止されたことが挙げられる。本稿3-1で後述するように、平成28年総務省通知には裁決主義を廃止する旨の記述がある。そもそも、行政事件訴訟法は、ある処分に対して、当該処分に対する取消訴訟（以下「処分取消訴訟」という。）と、当該処分に対して争った審査請求の採決に対する取消訴訟（以下「裁決取消訴訟」という。）とを提起することができる場合には、原処分主義を原則としつつ（行訴10条1項）、例外的に個別法の規定により裁決主義を立法政策として採用できる（行訴10条2項）。旧土改法は、「第1項の土地改良事業計画に不服がある者は、第7項の規定による決定に対してのみ、取り消しの訴えを提起することができる」（旧土改87条10項）と定めていた。この旧土改法87条10項は、個別法（旧土改法）において裁決主義を採用した立法例として広く知られていた。しかし、新行審法及び整備法の施行に伴い、旧土改法87条10項は削除された。

第2に、本稿4で後述するように、新行審法及び整備法の施行により、土地改良区が行う処分・裁決の教示が空洞化することが挙げられる。なぜなら、本来ならば、行政事件訴訟法46条2項により裁決主義を採用している立法例においてはその旨の教示をする義務が生じるはずだが、新行審法及び整備法の施行により、行政事件訴訟を提起する前に行政不服審査を経ることを要求する立法政策（審査請求前置主義）を採用する立法例が大幅に削減された結果として、裁決主義を採

用している旨の教示をする必要性がなくなったからである。言い換えれば、本来は、裁決主義を採用する旨の教示義務（行訴46条2項）が存在するにも関わらず、実際には、裁決主義それ自体が新行審法及び整備法の施行により廃止されているので、行政事件訴訟法46条2項の教示義務規定が形骸化しているのである。

第3に、新行審法及び整備法の施行により、原則として、行政不服審査が審査請求に一元化され、かつ、再調査の請求（単純な計算ミスなどの修正を求める請求）が導入されたことにより、土地改良法についても、原則として、従来の異議申立てが審査請求ないし再調査の請求に代替されることになった。しかし、土地改良法に固有の異議申出については、新行審法及び整備法の施行に関わらず存置されることとなった。これらの点、すなわち第3の観点については、本稿では取り扱わず、次の機会に論点や考えをまとめて公刊したい¹⁾。

これら3つの観点から、新行審法及び整備法の施行が土地改良法の運用実務に与えた影響について考察すれば、2つの示唆が得られるだろう。すなわち、第1に、新行審法及び施行法の施行に伴う立法改正を追うことにより行政不服審査制度とその関連諸制度を再構築するための示唆が得られる。第2に、新行審法及び整備法の施行が土地改良法の運用実務に与えた影響、とりわけ土地改良法の運用実務に与えた影響を考察することにより、農業の自由化を支える基盤である大土地集約農業を実現する手がかりが得られよう。

1-2. 大場民男編『問答式土地改良の法律実務』の引用凡例

大場民男編『問答式土地改良の法律実務』（追録41号）（新日本法規出版、2016年）は、加除式の法令実務解説集であり、その記述内容は多岐にわたる。そこで、本稿では、本稿において必要とされる範囲内において、上記追録41号の下記の追録内容を引用するにあたり、「追録(A～C)〇〇頁～△△頁」という方式で出典引用する。

(1) 追録A

高橋太郎＝國井義郎「土地改良区がする処分・裁決についての行政事件訴訟法に基づく教示の方法は」追録41号134の9頁～134の30頁

(2) 追録B

高橋太郎＝國井義郎「国・都道府県の事業計画に対する審査請求及び取消訴訟は」追録41号1114頁～1120頁・1120の1頁～1120頁の2頁。

(3) 追録C

高橋太郎＝國井義郎「通常の国・都道府県営土地改良事業を廃止する場合の手続は」追録41号1150の15頁～1150の18頁・1150の18の1頁～1150の18の6頁。

2. 原処分主義と裁決主義

2-1. 意義

行政事件訴訟法において、ある処分に対して、当該処分に対する取消訴訟(以下「処分取消訴訟」)

という。)と、当該処分に対して争った審査請求の採決に対する取消訴訟(以下「裁決取消訴訟」という。)とを提起することができる場合には、原処分主義(行訴10条1項)が適用される。原処分主義とは、このような場合において、原処分に関する違法は原処分に対する取消訴訟でしか争うことはできず、審査請求の採決に対する取消訴訟においては原処分の違法について争うことはできないという原則である²⁾。これに対して、裁決主義とは、原処分主義の原則に対する例外であり、旧土改法87条10項のような個別法により、裁決取消訴訟のみ提起できるというものであり、裁決取消訴訟において原処分の違法を主張することを可能とする立法政策である³⁾。したがって、処分取消訴訟と裁決取消訴訟の両方を提起できる場合において、それぞれの取消訴訟で取り扱うことができる瑕疵の内容に応じた取消訴訟が用意されているので、両者の間で重複・矛盾することがないように配慮されている。すなわち、処分取消訴訟では、処分に関する瑕疵を争うこととし、裁決取消訴訟では、処分の瑕疵については争うことができず、裁決固有の瑕疵(審査請求の裁決における理由付記が不備であることや、裁決段階における手続的瑕疵が典型例)のみを争うこととしている⁴⁾。つまり、これらは、主張制限の一種といえよう⁵⁾。

2-2. 行政事件訴訟法10条の逐条解説

原処分主義(行訴10条1項)は、いかなる理由によって行政事件訴訟法における原則的な立法政策として採用されたのであろうか。その理由は、次の通りである。すなわち、そもそも、行政事件特例法(行政事件訴訟法の成立前)の下においては、処分取消訴訟と裁決取消訴訟の関係について明文の規定を置いていなかったため、処分の瑕疵を裁決取消訴訟でも争いうるかという問題について、判例で混乱が見られた。このような訴訟経済に反する状況を是正するために、行政事件訴訟法においては、原処分主義(行訴10条1項)が立法政策として採用された⁶⁾。

裁決主義(行訴10条2項)は、いかなる理由によって例外的とはいえ個別法において立法政策として採用されることが許容されたのであろうか。その理由は、次の通りである。すなわち、かつて裁決主義を採用している実体法規の例として、地方税法434条2項、電波法96条の2、104条の4第2項、104条の5第2項、土地改良法87条10項、農業委員会法14条6項などがあったが、各個別の実体法規ごとにその理由は様々であり、統一的な説明は困難である⁷⁾。なお、前出の実体法規の例のなかで、裁決主義が存置されているものは、地方税法434条2項および電波法96条の2である。その他の条文は削除された。

3. 行政不服審査法改正および施行

3-1. 行政不服審査法改正および整備法

行政不服審査法は、行政不服申立て制度について、その公正性の向上、その使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、抜本的に改正された。主要な改正点は、下記の通りである。

第1に、新行審法において、審理員(処分に関与しない職員)による審理手続(新行審9条)

と第三者機関への諮問手続が導入され（新行審43条）、審理手続における審査請求人の権利が拡充された（新行審38条、31条5項など）。

第2に、新行審法において、国民の利便性の向上を図るため、不服申立期間が60日から3ヶ月に延長され（新行審18条）、行政不服申立ての手続を審査請求に一元化し（新行審2条）、標準審理期間が設定され（新行審16条）、総点・証拠の事前整理手続が導入された（新行審37条）。また、国税・関税などのように不服申立てが大量にあるものについて、例外的に、再調査の請求手続を設けた（新行審5条）。さらに、社会保障や労働保険などのように審査請求を経た後の救済手段として意義がある場合には、再審査請求ができることとした（新行審6条）。

第3に、行政不服申立前置が見直された。そもそも、行政処分不服がある場合に、行政不服申立てをするか、直ちに訴訟するかは、国民が自由に選択できる（自由選択主義）。しかし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟できない旨（不服申立前置）を定める個別法が96法律あったが、見直しの結果、不服申立前置を全部廃止（自由選択）したものが47法律となり、一部廃止・一部存置が21法律、全部存置が28法律と改善された。こうした行政不服申立前置の見直し結果は、整備法にも反映され、多くの法律で不服申立前置が消滅された⁸⁾。

3-2. 整備法および関連通知の内容

前述したように、新行審法の施行に伴い、新行審法の施行に関する整備法が成立した。整備法の解釈指針として発せられた平成28年総務省通知第2二（の内容を、下記の通り、抜粋する（抜粋箇所は太字ゴシック字体で表記する））。

第二 整備法に関する事項

(3) 整備法の施行により裁決主義（処分等について取消しの訴えを提起することを認めず、処分等についての不服申立ての裁決についてのみ取消しの訴えを提起することを認めるものをいう。）が廃止され、処分等についての取消しの訴えを提起することができるものとなった事項について、施行前に提起された裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第10条第2項の規定にかかわらず、処分等の違法を取消しの訴えの理由とすることができること。

4. 土地改良区がする処分・裁決についての教示

4-1. 行政事件訴訟法に基づく教示（行訴46条1項）

(1) 行政事件訴訟法に基づく教示とは

法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるとき（審査請求前置主義）、行政庁は、その旨を教示しなければならない（行訴46条1項）。さらに、行政事件訴訟法46条2項により、行政庁は、法律に行政処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定

めがある場合(裁決主義)において、その行政処分をするときには、その行政処分の相手方に対し、法律津に裁決主義を採用する旨の定めがあることを書面で教示することが義務づけられている。

(2) 行政事件訴訟法に基づく教示の形骸化

なお、本稿3で前述した通り、整備法が平成二八年四月一日から施行されるに伴い、教示に関連して、次のような重要事項への対処が求められている。第一に、審査請求前置主義は、大幅に削減された。第二に、旧土地改良法87条10項は、かつて、裁決主義を根拠付ける規定として存在していたが、平成二六年改正に伴い削除された。これに伴い、裁決主義に関する書面教示は、土地改良法に関する限りにおいて形骸化された⁹⁾。

4-2. 行政不服審査法に基づく教示(行審82条)

(1) 不服申立前置の見直し

新行審法および整備法の施行前では、国民は、①大量回帰的になされる行政処分であって行政の統一を図る必要がある行政処分(たとえば租税や社会保障給付に関する行政処分など)、②審査請求に対する裁決が第三者機関によってなされることになっている行政処分、③専門技術的な性質を有する行政処分について、当該行政処分に対して争うとき、個別法により、行政不服審査を経た後に取消訴訟を提起することが要求されることがあった(審査請求前置主義ないし不服申立前置主義)。不服申立前置主義については、まず、裁判を受ける権利を保障すべきという憲法上の要請から不服申立前置主義の見直しが求められ、さらに、不服申立前置の適用により裁判所の負担が軽減されるという前提について疑問が提示されたので、不服申立前置主義の見直しが進められた。これに伴い、不服申立前置主義を採用する法律(96法律)が、47法律(建築基準法、子ども・子育て支援法、児童扶養手当法、農地法等)で不服申立前置が全部廃止され、二一法律で不服申立前置が一部廃止され一部は存置することとなった¹⁰⁾。土地改良法においても不服申立前置主義を適用する条文(旧土改87条10項、87の2第10項、87条の3第9項・10項・11、89条の2第4項・5項において準用する場合を含む)があったが、全廃された。したがって、土地改良法に基づく処分をする場合において、不服申立前置主義に関する教示は、その実態を失い形骸化されたといえよう¹¹⁾。

(2) 旧土地改良法87条10項の削除と裁決主義に関する書面教示の形骸化

しかし、本稿3で前述したように、新行審法及び整備法が平成28年4月1日から施行されるに伴い、旧土改法87条10項が削除された。これに伴い、本稿5で後述するように、従来の裁決主義が廃止され、処分等についての取消しの訴えを提起することができるものとなった事項について、新行審法および整備法の施行前に提起された裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法10条2項の規定にかかわらず、処分等の違法を取消しの訴えの理由とすることができるようになった(総務省通知第二二(3))。これにより、行政事件訴訟法46条2項で義務づけられた裁決主義に関する書面教示は、行政事件訴訟法上は存在し続けるものの、土地改良法に関する限りにおいてはその実質的な意義を失ったという意味において、形骸化されたといえよう¹²⁾。

5. 旧土改法87条の改正

5-1. 国・都道府県の事業計画決定とは

(1) 土地改良事業計画とは

土地改良事業計画には、団体営のものと、国・都道府県営のものがある。本稿では、国・都道府県営の事業計画に焦点を絞って記述する。国・都道府県営の土地改良事業計画は、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域、工事又は管理に関する事項（換地計画を定める土地改良事業については換地計画の概要も）、事業費に関する事項、効果に関する事項等（土改87条2項、7条3項）を農業土木に関する技術的裁量によって一般的・抽象的に定められる計画である¹³⁾。

(2) 新行審法の特例

土地改良法は、国・都道府県営土地改良事業の事業計画決定に対しては行政不服審査法の審査請求をすることを当然の前提として、新行審法の特例を定めている¹⁴⁾。たとえば、行政不服審査法による審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月である（新行審18条1項）が、土地改良事業については法律関係の早期安定を図る必要があるため、土地改良事業計画の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日である（土改87条4項〈同87条の2第10項で準用あり〉）。この審査請求については、行政不服審査会等への諮問（新行審43条）の対象とはならない（土改87条7項〈87条の2第10項で準用あり〉）。なお、旧土改法においては、国・都道府県営土地改良事業の事業計画決定に対する「異議申立」が存在したが、新行審法及び整備法の施行に伴い「審査請求」に改められた。

5-2. 国・都道府県の事業計画決定に対する審査請求および取消訴訟

(1) 審査請求

国・都道府県営土地改良事業の事業計画決定に対する審査請求がされたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、専門技術者（土改8条2項）の意見を聴いて、縦覧期間（土改87条5項）満了後60日以内に、その審査請求に対する裁決をする義務がある（土改87条8項）。専門技術者の意見を聴かないでした裁決は違法となるが、縦覧期間満了後60日経過後の裁決はそれだけでは違法とはならない¹⁵⁾。

国・都道府県営土地改良事業計画の決定に係る審査請求に対する裁決は、新行審法45条によるものであり、裁決の種類は、審査請求の却下、審査請求の棄却、審査請求の認容（事業計画の全部若しくは一部の取消し又は変更）である。なお、審査請求についての裁決があるまでの間は、土地改良事業計画による工事に着手することが禁止される（土改87条9項）。

(2) 取消訴訟

前述したように、旧土改法87条10項が削除され裁決主義が廃止されたのに伴い、国・都道府県営土地改良事業計画決定に対する裁決の取消訴訟において、事業計画決定に対する取消しを請

求することが可能となった。

旧土改法が、土地区画整理事業計画決定に対する取消訴訟を認めない判例が固定化されていたので（土地区画整理事業計画決定に関する「青写真判決」最大判昭41・2・23民集20・2・271頁）、国・都道府県営土地改良事業計画決定についても、取消訴訟などの抗告訴訟の対象として取り上げるだけの事件の成熟性が欠けていることを理由として、行政処分には該当しないと解される可能性があった¹⁶⁾。

しかし、これに対して、大場民男弁護士は、土地改良事業計画について異議申立（新行審法では「審査請求」）がないとき、又は異議申立があった場合においてもこれに対し知事の棄却決定があったときは土地改良事業計画による工事が通常は着手され（旧土改87条7項）、また、土地改良事業計画が定められたときは、その旨公告がなされ（旧土改87条4項）、当該公告があった後における土地の形質を変更し、工作物の新築・改築・修繕をし、又は物権を附加増置した場合には、これについての損失は補償しなくてもよい（旧土改122条）とされていること、土地改良事業についての異議申立（新行審法では「審査請求」）に対する都道府県知事の決定に対して取消しの訴えを提起することができる（旧土改87条10項）旨定めていることなどを考えると、土地改良事業計画の決定そのものを、抗告訴訟の対象とすることができると主張されていた¹⁷⁾。

5-3. 旧土改法87条10項の削除

(1) 裁決主義の廃止

本稿1-1で前述したように、新行審法及び整備法が平成28年4月1日から施行されるに伴い、旧土改法87条10項が削除された。これに伴い、従来の裁決主義（本稿2-1参照）が廃止され、処分等についての取消しの訴えを提起することができるものとなった事項について、新行審法および整備法の施行前に提起された裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法10条2項の規定にかかわらず、処分等の違法を取消しの訴えの理由とすることができるようになった（平成28年総務省通知第2二（3））。

(2) 裁決主義の廃止と行政法判例との整合的解釈を目指して

一見すれば、裁決主義の廃止をその内容とする平成28年総務省通知（本稿3-2）は、いささか唐突であるようみえる。しかし、事業計画決定の処分性を肯定する方向に向かう判例および学説の動向と、平成28年総務省通知の内容を、統合的かつ平仄のとれた解釈をすることが可能ではなかろうか。すなわち、事業計画決定の処分性が認められていなかった過去においては、事業計画決定に対する取消訴訟を提起できなかった（前掲「青写真判決」）。しかし、そのような判例傾向が定着していた時期に、裁決主義を立法政策として採用することは、処分性を認められていない領域にまで行政救済の可能性を拡張するという意味において合理性があった。ところが、その後、事業計画の処分性を肯定する判例（土地区画整理事業計画決定に関する最大判平成20・9・10民集62・8・2019頁、以下「平成20年最判」という。）が定着しつつある現在においては、裁決主義を維持するよりもむしろこれを廃止して事業計画決定の取消訴訟を認める立法政策を採用すべきという要請が強まった。おそらく、平成28年総務省通知は、このような趣旨から発せ

られたものと理解できよう¹⁸⁾。したがって、今後は、国・都道府県の事業計画決定に対する審査請求に対する裁決の取消訴訟において、事業計画決定の取消訴訟を提起することができるようになった。

6. 結びにかえて（本稿の小活：続編に向けて）

（1）裁決主義の廃止と教示の形骸化について

前掲総務省通知によって裁決主義が廃止されたことについては、その理由が立法関連資料においてもその他資料においてもほとんど言及されていないので、どのような趣旨から裁決主義が廃止されたのかについて記す術がない。しかし、「処分等についての取消しの訴えを提起することができるものとなった事項について、施行前に提起された裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第10条第2項の規定にかかわらず、処分等の違法を取消しの訴えの理由とすることができる」（平成28年総務省通知第2二（3））の趣旨、それ自体は、いかなる争訟類型を用いようとも紛争を一挙に解決できれば良いという姿勢の現れと評価すれば、万人をして納得させることができよう。しかし、従来からの原処分主義（行訴10条1項）の制度趣旨、すなわち、原処分主義が処分取消訴訟と裁決取消訴訟の重複・矛盾の解消ひいては訴訟経済に資する立法政策であるとの認識からすれば、矛盾を感じないわけではない。

ただし、小早川光郎教授は、原処分の違法を理由として裁決取消判決がなされた場合、事案の一挙の処理を図るべきとの理由から、原処分も効力を失うという説を提唱されている（以下、「小早川説」という。）¹⁹⁾。前掲総務省通知の内容は、従来からの行訴法10条1項及び2項に関する逐条解説から派生した理論的整合性を重視して考察すると、唐突さを感じ違和感があるが、前掲の小早川説を踏まえて考察すれば、論理的矛盾がなく合目的な解決がなされているように思われる。

教示の形骸化、すなわち教示に関する行訴法46条1項の規定内容と裁決主義それ自体の消滅との齟齬については、前掲の総務省通知第2二（3）の趣旨に沿う形で、行訴法が立法改正されるべきであろう。

（2）旧土改法87条10項の削除の意義について

この問題についても、従来の判例および学説の展開状況を基準として論理的な整合性を求めようとしても、なかなか納得のゆく説明は難しいようである。前掲「青写真判決」を批判する見解として主張された、大場民男弁護士の見解（以下、「大場説」という。）は、前掲「青写真判決」に対する鋭い批判として説得力のあるものである。しかし、一見すれば、大場説と平成28年総務省通知第2二（3）の内容とは、国・都道府県営土地改良事業計画決定を取消訴訟の対象にするという方向性は一致しているものの、その理論的根拠が異なるように見える。ところが、前掲「青写真判決」を克服した前掲「平成20年最判」の内容を踏まえると、大場説の内容はさらに補強され、前掲の総務省通知第2二（3）については原処分主義と裁決主義を度外視して事業計画決定の処分性を認めて取消訴訟の対象に加えることを志向しているように思われる。いずれにせ

よ、平成28年総務省通知の内容については、その理由や趣旨を明確化する必要があると思われる。残された問題については、次の機会に公表することにした。

注

- 1) ちなみに、筆者は、大場民男編『問答式土地改良の法律実務』（追録41号）（新日本法規出版、2016年）において、再調査の請求については、高橋太郎＝國井義郎「賦課金の算出に計算間違いがある場合は」（追録41号）524の8頁～同12頁を公刊している。また、筆者は、土地改良法に固有の異議の申出については、高橋太郎＝國井義郎「土地改良区の総代の選挙・解職の投票や土地改良区の実務業務に対する審査請求は」（追録41号）411頁～412の4頁などを公刊している。
- 2) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ【第5版】』136頁～138頁。
- 3) 宇賀・前出注（1）138頁、塩野宏『行政法Ⅱ【第5版補訂版】』（有斐閣、2013年）92頁。
- 4) 宇賀・前出注（1）138頁。
- 5) 行政事件訴訟実務研究会『行政訴訟の実務』（ぎょうせい、2007年）204頁・205頁、山村恒年編『実践判例行政事件訴訟法』（三協法規出版、2008年）35頁～37頁。
- 6) 宇賀克也『改正行政事件訴訟法～改正法の要点と逐条解説～【補訂版】』（青林書院、2006年）54頁。なお、南博方編『条解行政事件訴訟法【第3版】』（弘文堂、2006年）292頁（小高剛執筆）も同趣旨。
- 7) 南編＝小高剛執筆・前出注（6）293頁。
- 8) 宇賀克也『行政不服審査法の逐条解説』（有斐閣、2015年）324頁・325頁。
- 9) 追録A134の9～同11。
- 10) 宇賀・前出注（8）324頁・325頁。
- 11) 追録A134の12頁～同19頁。
- 12) 追録Aの21頁～同23頁。
- 13) 大場民男『新版土地改良法換地（上）【第4版】』（一粒社、1989年）256頁。
- 14) 追録Bの1115頁。なお、大場・前出注（13）257頁も同趣旨。
- 15) 追録Bの1116頁。
- 16) 大場・前出注（13）262頁。
- 17) 大場・前出注（13）262頁・263頁。
- 18) 追録B1120の2頁、追録C1150の18の5頁・同6頁。
- 19) 小早川光郎『行政法講義（下）Ⅱ』（弘文堂、2005年）233頁。